

# 社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会

東京都町田市原町田3-4-4  
町商会館内

TEL. 0427 (26) 2453  
(26) 4132

発行日 昭和62年11月10日

第24号(通刊52号)

昭和62年  
仲秋号



秋色の尾瀬ヶ原(群馬県)

撮影・今福克保・会員(株)いまふく代表取締役

題字は三田村宗吾町田税務署長

## 目次

税制改正スローガン・会長表彰……………	2	部会だより(婦人部会・青年部会・源泉部会)…	18
税制改正要望大会報告……………	3	大和証券セミナー報告……………	23
税を知る週間行事予定表……………	7	委員会報告(厚生委員会・研修委員会)……………	24
昭和62年度第二次改正税法のあらまし……………	8	税務署からのお知らせ……………	28
法人税解説シリーズ……………	15	事務局だより……………	29

＝増やそう法人会員＝

昭和63年度

## 税制改正要望スローガン

- ▶法人税率を引き下げ、  
産業の空洞化を防げ！
- ▶固定資産税の負担急増は  
断固として避けよ！
- ▶抜本改革により国際性のある  
税制の確立を！
- ▶立法府を含め行政改革を  
徹底せよ！
- ▶中小企業軽減税率の  
適用を拡大せよ！
- ▶所得税負担の一層の軽減と  
公平化を図れ！
- ▶相続税制の全面的な  
見直しを図れ！
- ▶直間比率是正に向け  
真摯な議論と検討を！



会場の日本青年館には、全国各地から会員が集った。

## 三橋会長 大蔵大臣表彰 の栄誉に輝く！

昭和62年度大蔵大臣の納税表彰式が、昭和62年10月13日(火)、午前11時から、東京・霞が関の大蔵省講堂で行われた。

今回の大蔵大臣表彰の受表彰者は全国で31名であるが、三橋忠正会長はそのなかのひとりとして、

1. 公益法人とし各種研修会を積極的に開催
2. 会員の資質の向上
3. 適正な申告納税制度の確立

等に寄与したことにより表彰されたものである。

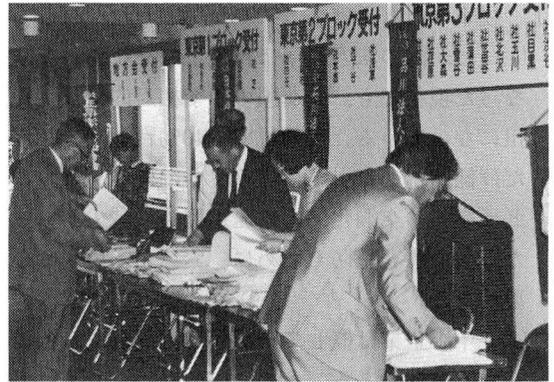
# 100万法人会員の総意で 法人税率の引き下げなどを政府に陳情

税制委員長 森 義 男

去る9月22日、東京・千駄ヶ谷の日本青年館に於て、昭和63年度税制改正要望全国大会が開催されました。当日は全国各地から1400名の会員が参加、熱気あふれるうちに決議と要望事項の採択が行なわれました。町田法人会からも森税制委員長、木目田副委員長、井之上広報委員長、高屋事務局長が参加、熱心に討議を見ましました。

特に今年度は、昨年来の税制改正の大きなうねりのなかで、所得税減税やマル優の撤廃が決定され、反面地価高騰による固定資産税の負担増、相続税の急増など、税に対する関心が昂っている時期だけに、大会も活気あふれるものになったようです。

大会で採択された決議と要望事項は、ただちに大蔵省、自治省など関係省庁に陳情されました。



会場の受け風景。1400名が参加した。

## 昭和63年度税制改正要望に関する決議

公平、中立など租税の諸原則にかない、かつ国際性のある税制の確立を目指す税制抜本改革は、立法府を含む行財政改革とともに、われわれが政府に対し強く求め続けてきたところである。

しかるに、昨今の議会などの動きをみると、長期かつ大局的な観点からでなく、目先の人気取りや政党間の駆け引きで、事の処理が行なわれようとしている。所得税減税の規模拡大のみが熱心にとりあげられ、法人税や間接税の本格改正がなおざりにされていることは、その証左である。

これは本来なし遂げるべき税制改革の矮小化であり歪曲である。誠に遺憾な事態といわざるをえない。

このままでは、はっきりした理念も将来展望も欠いた、小手先の税制いじりにとどまり不足財源を法人負担増に求めるといふ、過った従来路線にまた舞い戻る恐れが充分にある。われわれは深く憂える。

政府ならびに議会が、税制改革がなぜ必要か、の原点に立ち返り、税制改革への取り組みの姿勢を基本的に改めることを求める。

納税思想の高揚と、税務知識の普及に多年にわたり貢献してきた本会は、百万社になんなんとする会員の総意として、右決議する。

昭和62年9月22日

財団法人全国法人会総連合 税制改正要望全国大会

# 税制改正要望事項

わが国の税制には直接税、とくに法人税への過度の依存など負担の偏り、不公平、複雑化などは正すべき問題、歪みがいぜんとして残っている。

行政改革の徹底と並行して、税制においても抜本的な改革を早急に進めねばならない。

公平、公正、中立、簡素など、税制の望ましい諸原則に照らし、また、国際的な動きにも十分に配慮して、思い切った改革に取り組むべき時期である。62年度改正のつまずきの教訓を生かし、63年度には大きな前進を図ることが望まれる。

以下の要望はその指針となるべきものである。早急な実現を望む。

## 第1 法人税制について

### 1 税率の引き下げ

(1) わが国の法人税率は暫定上乘せ税率がなくなった現在でも、先進国の中で相対的に重い負担になっている。実効税率で40%台の、できるだけ低い水準に引き下げるべきである。このことは産業の空洞化、国内雇用機会の減少といった重大な事態を防ぐために、緊急に実現する必要がある。

(2) 中小企業は概して市場競争力が弱く、企業基盤も脆弱である。その助成のため、軽減税率適用の所得金額を1千5百万円まで引き上げること。

(3) 普通法人以外の法人については、民間企業と完全に競合する協同組合や学校法人などの事業収益への税率は民間企業並みにすること。

### 2 租税特別措置について

(1) 企業向けの租税特別措置は、政策目的の正当性や手段としての有効性などの点で、たえず見直すべきであり、原則としては一層の整理縮減を図るべきである。

(2) しかし、投資促進税制は、企業体質の強化や需要喚起の点から有用であり、むしろ充実することが望ましい。さらに現行のように対象を機械装置に限ることなく、構築物など他の償却資産にも広げること。

(3) 実際費課税について、原則として損金性を否認する現行の取り扱いは適当でない。現在の中小企業向け定額分を維持するのは当然のこととして、企業規模の大小に関わりなく、一定の損金算入を認めるよう改めるべきである。

### 3 減価償却制度の改善

(1) 技術革新や経済構造変化のテンポが急速な

こんにち、現行の耐用年数規定は実情に合わない点がある。他の先進国の状況などを十分に勘案し、より一層、経済的耐用期間を重視した耐用年数に改めること。分類も簡明化すること。

(2) 残存価格を現行の10%から5%に改め、それに応じた償却率を設定すること。

(3) 少額減価償却資産の損金処理可能限度額を現行10万円未満から30万円未満に引き上げること。

4 法人税の延納、欠損金の繰越・繰戻控除、所得税額控除などの諸制度は、直ちに正常な形に戻すこと。

5 商法改正の動きがあるが、それによって最低資本金制が導入され、増資が強制される場合などは、税制面で実情を考慮した特別措置を講ずること。

## 第2 所得税制について

わが国のこれまでの所得税は最高税率が高過ぎ、累進構造は急過ぎた。また、稼働形態、納税方法の違いによる負担格差の存在は否定できない。国民の間にある根強い重税感をやわらげ、不公平感を解消することが急務である。62年度の減税措置でこれらはあるていど緩和、解消されるが、裏付け財源などの点で、確固たる是正路線が敷かれたとはいえない憾みがある。税体系全体の改編、減税財源の確保などを図りながら、次の措置をとる必要がある。

1 所得税の最高税率50%への引き下げ、税率の刻み数の大幅縮減など、62年度当初政府案に盛り込まれた改正を早急に実現すること。

2 配偶者特別控除や給与所得者の特定支出控除の創設など当会要望の一部は実現の運びになったが、既存の多種多様な控除項目の整理による税

制の簡素化、負担公平化はほとんど手をつけられていない。思い切った整理縮減を行うこと。

3 所得課税については、税負担の軽減もさることながら、公平化を図ることがとりわけ重要である。税制、執行の両面で不公平是正をさらに強く推進すること。

### 第3 相続税制について

前回、昭和50年の改正いらい相続税制は据え置かれている。この間、平均的な資産、所得、物価の水準は上昇しており、現行の基礎控除額、税率構造、各種控除額は実情に合わなくなった。とくに相続財産の中で大きな割合を占める土地の価格上昇は、相続財産の評価増を招き、課税件数と課税額の大幅な増加をもたらしている。富の過度の集中、偏在を防ぎ、もって社会の公正と活力を維持しようという、この税目の特別な意義と役割は認めるにしても、再分配の基準や負担の大きさは妥当なものにする必要がある。そのためには早急に次の措置をとるべきである。

1 相続税の基礎控除額は、定額分6千万円に、法定相続人一人当たり1千2百万円を加えたものに引き上げること。贈与税も基礎控除額を2百万円に引き上げること。

2 配偶者の税額軽減最低控除を1億2千万円に引き上げること。また、贈与税における居住用財産の夫婦間贈与の配偶者控除額を3千万円に引き上げること。このほか、相続税の生命保険金、死亡退職金、未成年者、特別障害者の各控除額を現行の3倍程度に引き上げること。

3 税率構造、適用金額区分を全般的に見直すこと。最高税率は60%に引き下げ、その適用を相続税は15億円超に、贈与税は1億5千万円超にすること。

4 相続税の負担増が、主として土地価格の上昇にもとづいていることにかんがみ、土地の評価について調整措置を強化すべきである。具体的には、小規模宅地のうち、生活を維持していくのに最低必要な200平方メートルまでについては、居住用、事業用のいずれについても、通常の方法で評価した額の20%に評価額を減額すること。

5 事業者のいわゆる承継税制については昭

和58年の改正でやや改善をみたが、現行ではなお不十分である。(イ)取引相場のない株式の評価について中小会社も大会社と同様に、選択によって類似業種比準価格方式と、純資産価格方式のいずれかの方式を適用できるようにすること。(ロ)類似業種の分類が大まかなため、評価会社の事業に該当する業種目がない場合などがあるので、業種のより一層の細分化を図ること。

6 相続税について上記のような緩和調整策が必要であるが、土地評価減や法定相続人当り控除額などを悪用しての税逃れは負担公平の観点からも問題である。調整措置の悪用、乱用についてはきびしく対応すること。

7 なお、延納に係る利子税について金利水準に合わせ引き下げること。現在の金利水準の低下状況からみると、現行の3分の2程度が妥当である。

### 第4 間接税制について

こんごの税制を体系として考える場合、大きな問題は間接税制をどうするか、である。いわゆる直間比率が現状程度のみままでよいのか、間接税の方式として個別掲名の現行方式のみままでよいのかがその論点である。さらに現在は単に税体系論の観点からだけでなく、大幅な財政赤字が続く中で、まとまった恒久財源捻出の必要性、もっと長期的には高齢化社会に対応する財源確保の課題がある。新しい間接税制として「売上税」がさきに浮上した理由もここにある。「売上税」は国民の理解が得られず、廃案となったが、財政、税制の



当日、町田法人会からも4名が参加した。

現状と展望からみると、新間接税の問題をこのまま棚上げすべきではない。

ただ、この問題の結論を出すには慎重な検討、十分な吟味が必要である。導入する場合、しない場合、それぞれのプラス面とマイナス面を具体的かつ率直に国民に示し、また、導入論、反対論それぞれの論拠のできるだけ実証的な検証を行うなど、十分な判断材料を提供して、国民多数の合意を形成することが不可欠である。

## 第5 固定資産税・都市計画税について

固定資産税は住民、とりわけ地価高騰のいちじろしい大都市圏住民の重荷になっている。とくに、ここ1、2年に地価急騰をみた地域では63年の評価替えを前に、負担急増の懸念を強めている。これらは3年ごとの評価替えの都度、評価額が大幅に引き上げられ、それでいて税率は地価高騰があったいぜんの税率がそのまま適用され続けているためである。いまのところ地価の暴騰は東京など大都市圏の、それも一部に限られているとはいえ、売買実例価格を基準とする評価の方式、固定的な適用税率という現行方式への疑念を強めている。住民の過重な負担を避けるため、次の措置が必要である。

- 1 固定資産税について評価の方法、税率、調整措置など現行の基本的仕組みを抜本的に見直すこと。
- 2 企業や個人が自らの営業用、居住用に使っている土地、家屋については、固定資産税制の抜本の見直しまでの間、緊急避難的措置として、評価額の凍結までを含む、なんらかの負担調整措置強化を図ること。
- 3 都市計画税は一定の自治体で採用されているが、固定資産税と異なり、土地評価の軽減措置がとられていないため、税率水準にくらべ、相対的に負担が高くなっている。固定資産税に準じて土地評課の軽減措置をとるほか、固定資産税、都市計画税の併課自治体では、もし固定資産税負担の抑制ができない場合には、都市計画税の軽減で、双方合わせての負担増の抑制を考えるべきである。
- 4 固定資産税負担のバラツキをなくすため、単位面積当りの課税標準額を国税の路線価格と同じように公表し、近隣地とともに常時縦覧できるよ

うにすること。さらに市町村ごとに課税標準額の均衡化をいっそう図ること。

5 市街化区域内農地は、形ばかりの営農で、宅地並み課税を免れている例が散見されるなど、課税の適正化が不十分である。本当に営農の名に値する実があるかどうか、厳正にチェックすること。

## 第6 このほか地方税一般について

行財政改革の徹底と税制の抜本改正は地方自治体にとっても重要な責務である。地方税について次の改善を望む。

- 1 行政の効率化、簡素化のため、国税と課税対象を同じくするものについては、賦課、徴収をできるだけ一元化すること。
- 2 法人住民税均等割の資本金区分をもっとキメ細かくし、資本金がある線を少し超えただけで、税額が大きくハネ上がる現状を改善すること。
- 3 個人住民税については国会審議の遅延で62年度減税が持ち越されたが、63年度では持ち越し分を含めた住民税減税を確実に行うこと。
- 4 事業所税は固定資産税との二重課税の色彩が濃い税であるから、すみやかに廃止すること。廃止に至るまでの間、免税点方式を基礎控除方式に改め、また延納制度を設けること。
- 5 地方税について、標準税率を超えた税率を採用する自治体が多い。超過税率を採用している自治体は極力その是正に努めること。

## 第7 税負担の公平確保について

租税負担の公平化と適正化は極めて重要な課題である。前述の諸点の改善とともに、国税、地方税を通じて公平化をさらに推進するため、次の事項の早急な実現を図ること。

- 1 医師優遇税制の廃止
- 2 有価証券譲渡益などキャピタルゲインへの課税強化
- 3 所得把握格差の是正
- 4 各種非課税措置の圧縮、廃止

## 第8 その他個別事項について

別に述べる個別要請事項についても、その実現に極力努力されたい。

(個別事項については省略します)

# 昭和62年度 税を知る週間(行事予定表)

本年も11月11日(水)から17日(火)まで「税を知る週間」となります。この間、税務署、法人会、青色申告会、税理士会等が主催となって税を知るための各種行事が催されます。皆さん奮って御参加下さい。

11 月

日	時 間	行 事 名	主 催	実 施 場 所	対 象 者
5 (木)	9:00～ 16:00	税 務 相 談	税 務 署	署 会 議 室	一 般
9 (月)	10:00～ 16:00	街頭税務相談 (風船配付等)	税 務 署	小田急町田駅 東 口 広 場	一 般
11 (水)～ 17 (火)	9:00～ 17:00	小 中 学 生 の 書 道 展	町田納貯連合会 町田青色申告会	町 田 市 役 所 税 務 署	来 署 者
12 (木)～ 13 (金)	10:00～ 15:00	暮しの中の間接 税展 税 務 相 談	町田間税協力会	町田大丸 7 F	一 般
13 (金)	14:00～ 17:00	納 税 表 彰 式	税 務 署	町田市民ホール	関 係 民 間 団 体 等
14 (土)～ 15 (日)	10:00～ 16:00	街 頭 税 務 相 談 (風船配付等)	東京税理士会 町 田 支 部	町田東急前広場	一 般
15 (日)	10:00～ 16:00	街 頭 税 務 相 談 (風船配付等)	東京税理士会 町 田 支 部	相鉄ローゼン 成 瀬 店 前	一 般
16 (月)	14:00～ 16:00	公 開 講 演 会 講師・守屋洋 (中国文学者)	町 田 法 人 会	ラポール千寿閣	一 般
19 (木)	9:00～ 16:00	税 務 相 談	税 務 署	署 会 議 室	一 般

## 昭和62年度会員増強

### 100万社達成に向けて邁進を

毎年10月を中心として「会員増強月間」を設定し、会員増強を行っていますが、本年度は特にこれを拡大し、9月～11月の3か月間を「100万社達成特別増強月間」とすることになりました。

また効果的に100万社を達成するために、各県連、単位会ごとに、現在の加入率に応じた目標値が設定されました。町田法人会に於ては、現

加入率が70%以上であることから、目標加入率は1%増を目指すことになりました。増強の実数につきましては、未加入法人名簿に応じ、勧奨対象数が各地区会ごとに出されています。格段のご協力をお願い致します。

なお、増強月間は9月～11月の3か月間ですが、100万社達成の期間は12月末までとなっています。

昭和62年度

## 第二次改正税法のあらまし

町田税務署上席指導官 渡部正晴

先般、第109回 国会で成立した昭和62年度の第二次改正のうち、主なものは次のとおりです。土地取引の活況も手伝って10月1日から実施される土地税制の改正が一躍クローズアップされています。

また、源泉所得税関係については、税率の見直しを中心として大幅な改正が行われ、各種税額表の

改正や配偶者特別控除制度の新設など改正が多く、施行時期も昭和62年10月1日、昭和63年1月1日及び昭和63年4月1日の3段階に分かれていますので十分注意して下さい。

改正後の税額表は既に会社に送付してありますが届いていない方は、税務署2階法人税源泉所得税部門でお渡しいたしますので御来署下さい。

項 目	改 正 の 内 容 等	適 用 時 期 等
<b>法人税関係</b> 土地重課 (短期所有土地の範囲の特例) (超短期所有土地の特例)  特定住宅地造成事業等の場合の1,500万円特別控除	その土地等がその譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものであるときは、法人の土地譲渡益重課制度の適用上、短期所有土地等に該当しないものとする。(租税特別措置法第63条関係)  その年1月1日において所有期間が2年以下である土地等(その年中に取得した土地等を含む。)の譲渡をした場合には、その譲渡による譲渡益については、通常の法人税の他に30%の特別税率で課税する措置を講ずる。(租税特別措置法第63条の2関係)  特定住宅地造成事業等の場合の1,500万円特別控除の適用対象に、次の場合を加える。(租税特別措置法第34条の2、第65条の4関係) ① 土地区画整理事業の施行に伴い、既存不適格建築物の敷地について換地を定めることが困難な場合において、申出又は同意により交付される清算金を取得するとき ② 公害防止事業団が行う工場等の集団化に必要な建物等の設置に関する事業の用に供するために土地等が買収される場合	法人が昭和62年10月1日から昭和65年3月31日までの間に土地等の譲渡したものについて適用される。  昭和62年10月1日から適用される。
<b>加算税関係</b> 各種加算税の引き上げ及び端数計算	1 過少申告加算税及び無申告加算税(自主申告に係るものを除く。)並びにこれらに代えて課す重加算税の割合を5%引き上げる。(国税通則法第65条、第66条、第68条関係) 2 加算税に係る確定金額の全額の切捨て基準を5,000円未満(現行1,000円未満)に引き上げる。(国税通則法第119条関係) 3 その他所要の規定の整備を行う。	昭和62年1月1日以後に法定申告期限が到来するものから適用される。
<b>登録免許税関係</b> 不動産登記に係る不動産価額の特例	土地に関する登記で課税標準が不動産の価額であるものについて、課税標準を固定資産課税台帳の登録価格を基礎として定める価額の100分の150とする。なお、租税特別措置法において軽減税率が設けられている登記に対してはこの特例を適用しない。(租税特別措置法第71条関係)	昭和62年11月1日から昭和64年3月31日までの間に登記したものに適用される。

## ◎ 源泉所得税関係

### 《昭和62年分以降に適用されるもの》

[税額表関係]

#### 1 給与所得又は退職所得の源泉徴収の際に使用する各種の税額表が改められました。

- (1) 税率の見直しに伴い、昭和62年10月1日以後に使用する「給与所得の源泉徴収税額表」（「月額表」「日額表」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」）、「年末調整のための給与所得の源泉徴収税額表」及び「退職所得の源泉徴収税額表」が改められました。  
(注) 改正後の各種税額表は、税務署に用意してあります。
- (2) 昭和62年9月30日以前に支払われた昭和62年分の退職手当については、改正前の税額表によって所得税の源泉徴収が行われていますが、その税額が改正後の税額表を適用して求めた税額を超える場合には、その超えることとなる金額（過納額）は還付されることになっています。
- イ この過納額の還付を受けるためには、昭和62年12月31日までに還付を受けようとする人がその人の納税地の所轄税務署長に「昭和62年分の退職所得に対する源泉徴収税額の過納額還付請求書」（税務署に用意してあります。）を提出する必要があります。この還付請求書には、「退職所得の源泉徴収票」と「退職所得の受給に関する申告書の写し」とを添付することになっています。
- ロ この還付を受けることができる退職者に対しては、これらの書類を交付するなどして還付請求を行うよう指導してください。

[所得控除・税額控除関係]

#### 2 青色事業専従者及び白色事業専従者は、控除対象配偶者又は扶養親族に該当しないこととされました。

次に掲げる人は、控除対象配偶者又は扶養親族に該当しないこととされました。

- (1) 青色申告者の営む事業（不動産、事業、山林）に専ら従事する青色事業専従者で、その青色申告者から給与の支払を受ける人
- (2) 白色申告者の営む事業（不動産、事業、山林）に専ら従事する事業専従者

#### 3 配偶者控除額が、昭和62年分に限り、5万円を加算した金額とされました（61.12改正）。

配偶者控除額が、昭和62年分に限り、これまでの控除額に5万円を加算した次の金額に改められています。

なお、この特例（控除額の割増部分）は、税額表に織り込まれていませんので年末調整の手続きを通じて控除を受けることになります。

控除対象配偶者の区分	62年分	63年分以降
一般の控除対象配偶者	380,000円	330,000円
同居特別障害者である控除対象配偶者	520,000円	470,000円
老人控除対象配偶者	440,000円	390,000円

#### 4 配偶者特別控除制度が創設されました。

##### (1) 制度の概要

この制度は、居住者（合計所得金額が800万円以下の人に限ります。）が生計を一にする配偶者（他の居住者の扶養親族とされる人、青色事業専従者で青色申告者から給与の支払を受ける人、白色事業専従者を除きます。）を有する場合には、次の表で求めた金額を配偶者特別控除額としてその人の所得金額から控除するというものです。

(注) 配偶者特別控除を受ける人の配偶者は、その配偶者本人の課税所得の計算上、この控除を受けることはできません。

##### 〈昭和62年分の配偶者特別控除額〉

##### A 配偶者が控除対象配偶者に当たる場合

配偶者の区分	控除額
イ その所得（合計所得金額）が全くない人	112,500円
ロ その所得の全部が自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下これらを「給与所得等」といいます。）である人で、その合計所得金額が330,000円以下の人	112,500円－（合計所得金額×11.25/33）
ハ その所得の全部が給与所得等以外の所得である人で、その合計所得金額が100,000円以下の人	112,500円－（合計所得金額×1.125）
ニ その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得とである人で、給与所得等の金額と給与所得等以外の所得の金額の3.3倍との合計額が330,000円以下の人	112,500円－（給与所得等の金額×11.25/33＋給与所得等以外の所得の金額×1.125）

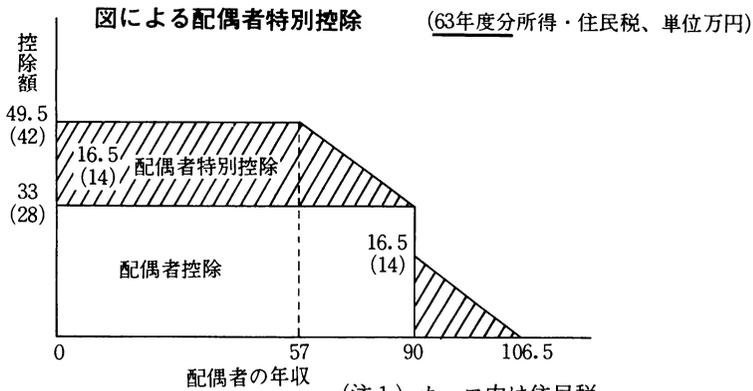
##### B 配偶者が控除対象配偶者に当たらない場合

配偶者の区分	控除額
イ その所得の全部が給与所得等である人で、その合計所得金額が330,001円以上449,999円以下の人	112,500円－（合計所得金額－330,000円）
ロ その所得の全部が給与所得等以外の所得である人で、その合計所得金額が100,001円以上136,363円以下の人	112,500円－（合計所得金額×3.3－330,000円）
ハ その所得が給与所得等と給与所得等以外の所得とである人で、給与所得等の金額と給与所得等以外の所得の金額の3.3倍との合計額が330,001円以上449,999円以下の人	112,500円－（給与所得等の金額＋給与所得等以外の所得の金額×3.3－330,000円）

(注) 上記A・Bの「控除額」欄の（ ）内の金額（112,500円から控除すべき金額）に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

(参考) 昭和63年分以降の控除額は、上記表のうち、次の上欄の金額（数値）を下欄の金額（数値）に置き換えて求めることになります。

昭和62年分	112,500円	11.25/33	1.125	449,999円	136,363円
昭和63年分以降	165,000円	16.5/33	1.65	499,999円	151,515円



(注1) カッコ内は住民税  
 (注2) 57万円は給与所得控除の定額分  
 (注3) 90万円は57万円+33万円(配偶者控除の適用限度額)

**(2) 控除を受けるための手続**

控除を受けようとする給与所得者は、給与の支払者（扶養控除等申告書の提出先）からその年最後に給与の支払を受ける日の前日までに、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出しなければなりません。

(注) 年末調整を行わない人や昭和62年9月30日以前に年末調整を行っている人については、確定申告で控除を受けることになります。

**5 損害保険料控除の対象となる損害保険契約等の範囲が拡大されました。**

損害保険料控除の対象となる損害保険契約等の範囲に、所得者本人や所得者と生計を一にする配偶者その他の親族の身体の傷害に基因して、又はこれらの人の入院により医療費（医療費控除の対象となるものに限り。）を支払ったことに基因して、保険金や共済金が支払われる損害保険契約等が追加されました。

**6 住宅取得特別控除制度について、適用要件が緩和されるとともに、控除期間が3年から5年に延長されました。**

住宅取得特別控除制度について、次のような改正が行われました。

- (1) 昭和62年1月1日以後に自己の居住の用に供した高床式住宅については、床下部分の面積を除いた床面積が40㎡以上200㎡以下であれば、この控除の対象とされることになりました。
- (2) 昭和62年1月1日以後に自己の居住の用に供した既存住宅の取得の対価に係る債務に、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社及び日本勤労者住宅協会を当事者とする債務の承継に基づくものが含まれることになりました。
- (3) 昭和62年1月1日以後に自己の居住の用に供した家屋については、控除期間が3年から5年に延長されました。

[その他]

**7 民間国外債の利子、民間国外債の発行差金及び特殊の外貨借入金等の利子についての非課税制度の適用期限が、昭和64年3月31日まで2年間延長されました。**

## 《昭和63年分以降に適用されるもの》

〔特定支出・所得控除関係〕

### 8 給与所得者の特定支出控除制度が創設されました。

- (1) 給与所得者が特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、次の算式により求めた金額とすることができることとされました。

$$\text{給与所得の金額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額} - \text{特定支出の額の合計額のうち給与所得控除額を超える部分の金額}$$

なお、この特定支出控除は、確定申告により適用を受けることになっていますが、その際には、特定支出に関する明細書、給与等の支払者の証明書、支出した金額を証する書類などが必要です。

- (2) この特定支出とは、給与所得者が支出する次に掲げる支出（給与等の支払者により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき所得税が課税されない場合におけるその補てんされる部分を除きます。）をいいます。

イ 通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出で、その通勤の経路及び方法がその人の通勤に係る運賃、時間、路離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき給与等の支払者により証明がされたもののうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分の支出

ロ 転任に伴うものであることにつき給与等の支払者により証明がされた転居のために通常必要であると認められる支出

ハ 職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修（人の資格を取得するためのものを除きます。）であることにつき給与等の支払者により証明がされたものための支出

ニ 人の資格（弁護士、公認会計士、税理士など法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除きます。）を取得するための支出で、その支出がその人の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの

ホ 転任に伴い生計を一にする配偶者と別居することとなった場合等に該当することにつき給与等の支払者により証明がされた場合におけるその人の勤務する場所又は居所と配偶者その他の親族が居住する場所との間のその人の旅行に通常要する支出のうち一定のもの

### 9 高齢者控除額が、50万円に引き上げられました。

所得者が高齢者（年齢65歳以上の人で合計所得金額が1,000万円以下である人）に該当する場合の控除額25万円が、昭和63年分から50万円に引き上げられました。

〔公的年金等関係〕

### 10 給与所得とされていた公的年金等の所得区分が雑所得に改められ、これに伴い源泉徴収の方法も改められました。

- (1) 過去の勤務に基づき使用者であった者から支給される年金、恩給（一時恩給を除きます。）、国民年金など（以下「公的年金等」といいます。）は、これまで給与所得とされ、給与所得の源泉徴収税額

表により源泉徴収を行うこととされていましたが、この公的年金等の所得区分が雑所得に改められ、これに伴い、昭和63年1月1日以後に支払うべきものについては、その支払の都度、次により源泉徴収を行うこととなりました。

[公的年金等に対する具体的な源泉徴収の方法]

イ 源泉徴収税額の計算

$$\text{源泉徴収税額} = (\text{公的年金等の支給金額} - \text{控除額}) \times 10\%$$

ロ 控除額の計算

(イ) 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「扶養親族等申告書」といいます。)の提出がある人の場合

$$\text{控除額} = (\text{基礎的控除額} + \text{人的控除額}) \times \text{月数} \text{ (その支給額の計算の基礎となった期間の月数)}$$

① 基礎的控除額

受給者の年齢	控 除 額
65歳以上の人	公的年金等の支給金額の月割額×25%+8万円 (計算した金額が13万円未満の場合には、13万円)
65歳未満の人	公的年金等の支給金額の月割額×25%+5万5,000円 (計算した金額が8万円未満の場合には、8万円)

② 人的控除額

「①」欄から「⑥」欄により求めた金額の合計額です。

区 分	内 容	控 除 額
本人に係るもの	① 老年者に当たる場合	40,000円
	② 障害者(特別障害者)に当たる場合	20,000 (27,500)
控除対象配偶者及び扶養親族に係るもの	③ 控除対象配偶者(老人控除対象配偶者)がいる場合	40,000 (45,000)
	④ 扶養親族(老人扶養親族)がいる場合	1人につき 27,500 (32,500)
	⑤ ①及び②の人が障害者(特別障害者)に当たる場合	1人につき 20,000 (27,500)

(ロ) 扶養親族等申告書の提出がない人の場合

$$\text{控除額} = (\text{公的年金等の支給金額} \times 25\%)$$

(注) 1 厚生年金基金から支給される年金、退職共済年金などについての控除額は、上記(イ)の算式で求めた金額から一定金額が減額されます。

2 公的年金等の支払の際控除される社会保険料がある場合には、その社会保険料を控除した残額が公的年金等の支給金額とみなされます。

(2) 公的年金等(適格退職年金など特定の年金を除きます。)の支払を受ける人は、毎年最初に支払を受ける日の前日までに、扶養親族等申告書を提出しなければなりません。

(3) 公的年金等(適格退職年金など特定の年金を除きます。)の支払を受ける場合において、その公的年金等のその年中に支払を受けるべき額がその年最初に支払を受けるべき日の前日の現況において、一定金額に満たないときは、扶養親族等申告書の提出及び源泉徴収は要しないものとされています。

◎ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を定める大蔵省告示の別表第一から別表第三までの内容（昭和62年10月1日以降）

別表第一

その月の社会保険料控除後の給与等の金額(A)		給 与 所 得 控 除 の 額
以 上	以 下	
— 円	118,749 円	47,500円
118,750	137,499	(A)×40%
137,500	274,999	(A)×30%+ 13,750円
275,000	499,999	(A)×20%+ 41,250円
500,000	833,333	(A)×10%+ 91,250円
833,334円以上		(A)× 5%+132,917円

(注) 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とします。

別表第二

配 偶 者 控 除 の 額	27,500円
扶 養 控 除 の 額	27,500円×扶養親族の数
基 礎 控 除 の 額	27,500円

別表第三

その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式	その月の課税給与所得金額(B)		税 額 の 算 式
以 上	以 下		以 上	以 下	
— 円	125,000 円	(B)×10.5%	666,667 円	833,333 円	(B)×35% - 97,709円
125,001	166,666	(B)×12% - 1,875円	833,334	1,000,000	(B)×40% - 139,375円
166,667	250,000	(B)×16% - 8,542円	1,000,001	1,250,000	(B)×45% - 189,375円
250,001	416,666	(B)×20% - 18,542円	1,250,001	2,500,000	(B)×50% - 251,875円
416,667	500,000	(B)×25% - 39,375円	2,500,001	4,166,666	(B)×55% - 376,875円
500,001	666,666	(B)×30% - 64,375円	4,166,667円以上		(B)×60% - 585,209円

(注) 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とします。

※ おことわり

改正税法のうち今号は源泉所得税に関するもののみを掲載しました。利子課税等、昭和63年4月1日以降適用のものについては次号会報に掲載いたします。



## 法人税解説シリーズ

町田税務署 首席指導官

渡部 正晴

### 確定前の役員退職金の損金算入は支給が前提

#### 実際に支給しても損金経理しなければダメ

##### 調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社（12月決算）では、10月に取締役甲が退職した。同社は、役員退職金の支給に関する内規を有しており、これに基づき取締役会で内定した退職金（5,000万円）のうち4,000万円を12月に支給するとともに、残額1,000万円については12月の決算で損金経理により未払金に計上した。

その未払金については、翌年2月の株主総会の決議で退職金の額（5,000万円）が確定した後、直ちに支払った。

ところが、税務調査で、未払金に計上した役員退職金1,000万円は、当期では損金の額に算入できないとの指摘を受けた。

〈ケース2〉 B社（3月決算）では、4月に代表取締役乙が死亡したので、同年5月の株主総会で退職金の額（5,000万円）を確定し、同月中に全額を支払ったが、支給額のうち4,000万円については損金経理をし、1,000万円については役員退職積立金（利益積立金）を取り崩す経理処理（借方）役員退職積立金1,000万円（貸方）現金1,000万円）をし、翌年3月期に申告調整により損金の額に算入した。

ところが、税務調査で、役員退職金のうち損金経理されていない1,000万円については、損金の額に算入できないとの指摘があった。

##### なぜ否認されたか

役員に支給する退職給与の損金算入時期は、原則として、株主総会の決議等により、その額が具体的に確定した日の属する事業年度とされています。

しかしながら、実務上は株主総会で確定する前に、取締役会で内定した額を支給する法人も多く、また、その支給額については、退職所得として所得税の源泉徴収も行われていることなどから、役員退職金を現に支給した場合には、それが株主総会で具体的にその額が確定する前であっても、その支給額につき、その支給した日の属する事業年度で損金経理をしたときは、損金算入が認められることとされています（基通9-2-18）

つまり、この取扱いが役員退職給与を実際に支給した場合に限って、株主総会の決議等による確定前の事業年度における損金算入を認めようというものですから、ケース1の場合のように、損金経理をしても未払である場合には、株主総会の決議等により、その額が確定する事業年度前の事業年度での損金算入は認められないということになります。

次にケース2は、法人が退職した役員に対して支給する退職給与の額のうち、その事業年度で損金経理をしなかった金額または損金経理をした金額で、不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入されないことになっています。(法36)。

また、この場合の「損金経理」とは、確定した決算で費用または損失として経理すること(法226)をいいますから、決算では利益処分として処理し、申告の段階で調整(減算)しても、損金経理をしたことにはなりません。

従って、役員退職金の額5,000万円のうち1,000万円については、損金経理をしていないため損金算入を否認されたものです。

なお、役員退職積立金を取り崩して支給した1,000万円については、次のような経理をした場合には、損金算入が認められます。

(借方) 役員退職給与1,000万円	(貸方) 現	金1,000万円
役員退職積立金1,000万円	役員退職積立金	取崩益1,000万円

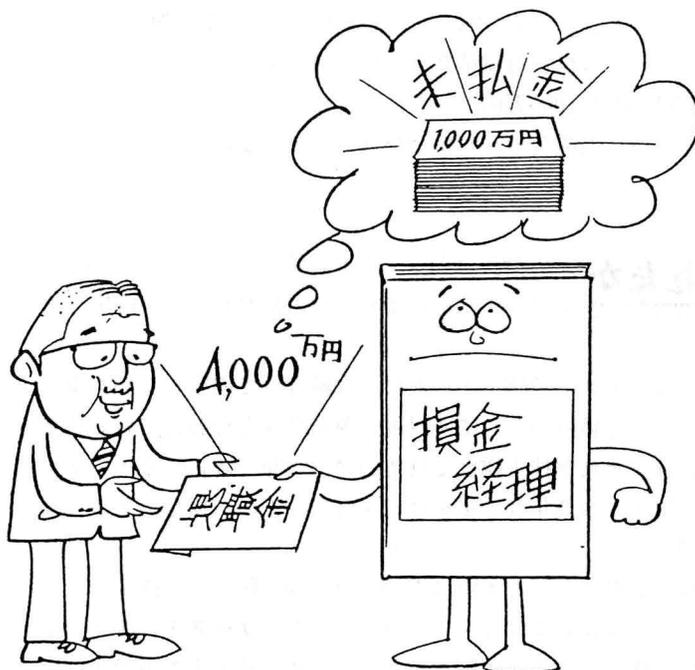
(注) 役員退職積立金取崩益については、申告調整で減算します。

## アドバイス

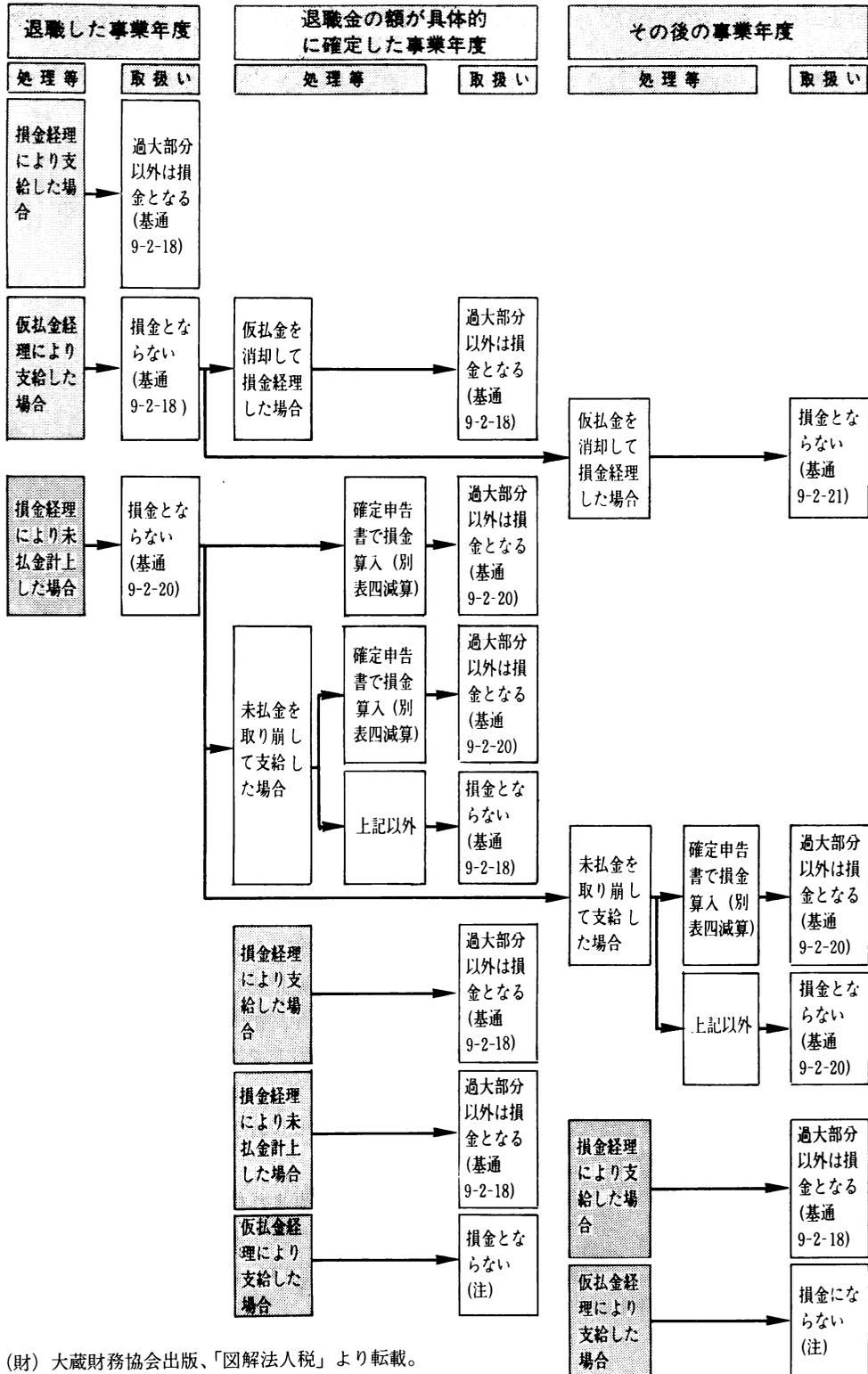
① 役員退職給与の額が確定した事業年度前の事業年度に未払金に計上した金額は、損金に算入されないが、その未払金に係る税務否認額は、その後退職給与の額が確定した日、またはその額を実際に支給した日の属する事業年度に申告調整で減算できる(基通9-2-20)。

② 取締役会等の決議による役員退職給与の内定金額を支給し仮払処理した場合には、その後退職給与の額が確定した事業年度でその仮払金は損金経理により消却しなければ、損金算入が認められない。

③ 役員退職給与の額が確定した事業年度以後の事業年度に仮払処理で役員退職給与を支給した場合には、その後の事業年度では、その額について損金算入する余地はない。



# 役員退職給与の損金算入時期等の取り扱いについて



(財) 大蔵財務協会出版、「図解法人税」より転載。

## 古都散策と健康食品工場を見学

婦人部会 会計監査 松山 節子

62年10月7日(水)曇、秋の古都鎌倉とヤクルト工場の見学研修会を行いました。税務署より小野寺副署長、松永統括官、渡部上席指導官、親会より鈴木副会長、婦人部27名の御参加をいただき、午前8時噴水広場を出発いたしました。車中税務研修、税金クイズ等行い、勉強成果は、80点1名70点2名でございました。

10時より(株)ヤクルト藤沢工場を見学いたしました。健康産業として着実な伸率で推移し、乳製品、



27名が参加、ヤクルト藤沢工場を見学。



帰途鎌倉に立ち寄り、初秋の古寺をいくつか散策。

化粧品、食品医薬品等の説明がパネルスライドを通してあり、研究の結果、成人病、ガンの予防にもよいとのことでした。私共の身近な製品ですので、活発な質問もあり、ヤクルトを再認識しつつ、11時40分鎌倉へと向いました。八幡宮側の峰本で昼食後自己紹介をし、自由散策にて白い萩の寺宝戒寺、浄妙寺、報国寺、杉山寺をお参り致しました。特に報国寺では、しっかりと濡れた竹の生い繁るお庭で「いざ鎌倉」と馳せ参じた武士たちに思いを致しつつお手前を一服いただいてまいりました。

天候にも恵まれ税務署、親会の皆様の御協力御指導をいただき、無事見学研修会が出来ましたことを厚く御礼申し上げます。

# 料理講習会に参加して

婦人部会 南第一地区幹事 金子 ハナ

日頃の暑さにめいっておりました矢先に、婦人部で料理の講習をしていただきました。

午前と午後に分かれて、抹茶のアイスクリーム、冷しそうめんのごまだれなど、盛夏には日常なくてはならない料理を教えていただきました。ごまをする人、アイスを作る人、青豆蝦仁の下ごしらえをする人、皆和気あいあいと学生に若返ったよ

うな気分で勉強することができました。地区の人達もさっそく我家に帰り、冷しそうめんのごまだれを作り家族全員に喜んで食べていただいたと楽しそうに話されておりました。

婦人部の私たちが良き主婦であることを料理をもって誇れるように、これからもいろいろと勉強させていただきたいと思います。

中華料理の作り方を勉強。好評だったのは抹茶のアイスクリーム作りだった。



## 有意義だった料理教室

婦人部会 原町田第二地区幹事 坂田 弘子

7月28日、町田クッキングスクールに於て、婦人部の料理講習会に参加させていただき、先生の手際のおいご指導のもとに、おしゃべりをしながらの楽しいひと時を過ごさせていただきました。ともすれば手を抜きがちで食欲のない夏の日には、簡単に出来、涼しくなるような献立がなによりですネ。

メニューは、冷しそうめん、(ごまだれの美味いおつゆです)、青豆蝦仁フィッシュボール(海老と青豆のうま煮)、鶏肉南蛮巻焼、しのだ巻(油揚の中に卵を割り入れ味付をしてレンジで4~5分)、そして何より

も好評だったのが抹茶のアイスクリームでした。市販のものとは一味違う手作りの味で上手に作れました。どれをとっても一品でも多く食卓をにぎわせてくれるものばかりでした。

私達のように仕事をもつ者には、簡単に短時間で、それでいて材料も囲りにあるもので経済的に出来るものが何よりです。食べることは毎日のことですので、とかくマンネリになりがちなものです。これからは機会がございましたら皆様もどうぞ一緒にご参加されたいかががでしょうか。

## 第6回 ゴルフ教室開催

青年部会長 金子 仙太郎

青年部会では、去る10月9日、府中カントリークラブに於てゴルフ教室を開催。広く親睦をはかった。

年に1回開かれるゴルフ教室も、今年で6回を数え、ゴルフを通して様々な業種の方とのコミュニケーションをはかってきましたが、今回6組22名の参加者が集まり例年より1組多いスタートとなりました。

参加者は、優勝経験のある人から今回初めてコースに出る人まで多種多様。そのため好プレ



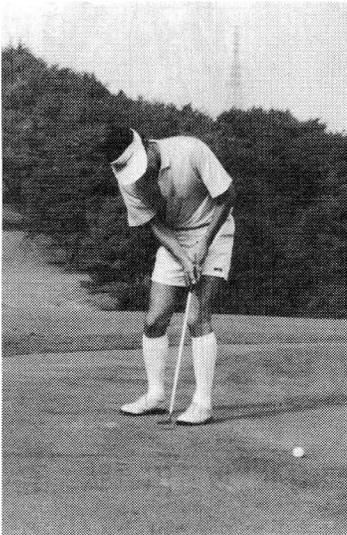
22名の参加を得て行なわれた第6回ゴルフ教室。天候にも恵まれた。

一珍プレーが続出しました。

当日は、天候にも恵まれ雲ひとつない青空の下、かえって体調をくずしたという声もありましたが、結果として次の方々が表彰された。

優勝	ケーユー商事(株)	井上 盛行
準優勝	(有)コンピューターシステム	吉田 潤
第三位	ワタヤ商事(株)	足立 博美 (敬称略)

表彰式のあと懇親会へと移り、自己成績を話のタネに場を盛り上げ、親睦を深めました。



三橋信介さんのパット。入ったかどうかはご想像にまかせます。

クラブハウスで行なわれた懇親会。他人のスコアが気になります。



# 参加者84名！ 青年部会公開講演会

青年部会 副部長 相 田 修 治

10月13日、午後7時より  
町田市民ホール  
4・5会議室



工芸美術家、三橋国民氏。自分の戦争体験をふまえて、人生論を熱っぽく語られました。

青年部会員以外にも多数が参加。会場の定員をオーバーする盛況ぶりでした。



三橋国民氏を迎えての青年部会主催公開講演会「私の生きざま、工芸美術製作の周辺から近代経営への問いかけ」は、過去最高の84名の参加者を得て約2時間にわたって行なわれた。

そのなかで三橋氏は、大事なものは、技術的な面にあるのではなく、思想的なところにあるもの

だと語り、最後に「自分の体験を生かした自分なりの個性的な生き方をしてもらえれば、いいのではないか」と結ばれた。

どこにでもあるものではなく、自分だけのものを、大事にしてみたい。

## 研修会 わかりやすい相続税 パートⅡ開催 奮ってご参加を！

去る6月18日に相続税に関する税務研修会を開催しましたが、その続編として「税務研修会・相続税のあらまし」（仮題）を、来る12月3日(木)午後1時30分より町田税務署3F会議室にて開催いたします。

講師に資産税部門小谷博之統括官をお迎えする予定です。内容も、分かりやすくなっていますので、是非ご参加下さい。

また、お近くにお仲間がいらしたら、いっしょに参加していただくと難しいと思いがちな税務も、楽しくなるのではないのでしょうか。

## 年末調整の時期になりました

昭和62年度分の年末調整、法定調書、給与支払報告書の提出に関する説明会開催のお知らせ。

昭和62年分 年末調整説明会 ★開催時間＝13時30分～16時（受付開始は13時～）

開催月日	会場	対象地域
11月17日(火)	町田市役所 (2階特別会議室)	官公庁・税理士会・法人会・源泉部会
11月18日(水)	南市民センター 金森1700	金森・鶴間・小川・つくし野・南つくし野・南成瀬・高ヶ坂・成瀬・成瀬台・成瀬が丘
11月19日(木)	忠生市民センター 忠生3-14-2	相原・小山・木曾・山崎・忠生・根岸・上小山田・下小山田・函師・矢部・常盤・小山田桜台
11月20日(金)	鶴川市民センター 大蔵町1981-4	金井・野津田・小野路・大蔵・鶴川・三輪・広袴・能ヶ谷・真光寺・薬師台
11月24日(火)	町田市役所 (2階特別会議室)	原町田・中町
11月25日(水)	同上	森野・本町田・旭町・玉川学園・南大谷・東玉川学園

- ご注意 (1) 年末調整事務等に必要の関係用紙は会場受付で請求書と引換えにお受取りください。  
 (2) 会場は収容人員に制限がありますので、なるべく指定の日の説明会場に御出席ください。  
 なお、やむをえない場合はいずれの会場でも、さしつかえありません。  
 (3) 駐車場での駐車制限がありますのでお車での御来場はなるべくご遠慮ください。

町田税務署・町田市役所・社団法人町田法人会

## 広報委員会よりお知らせ

### “読まれる会報”の作り方を勉強

広報委員長 井之上 哲夫

去る9月18・19日、東法連会報作成研修会が、箱根の湯本ホテルで開催されました。

町田法人会からも委員長、堤副委員長、松本事務局員が参加、“読まれる会報”の作り方を勉強してきました。

講師は元読売新聞記者、現在は読売文化センター八王子支配人の佐藤全弘氏。3時間に亘る研修会のあと懇親会に入り、東法連の各地区広報委員長と情報交換、和気あいあいの一夕を過してきました。

東法連各地区会から90名が参加。会報の作り方を勉強。



## 法人会後援

# ダイワの中堅企業トップセミナー開催

法人会が後援、大和証券町田支店が主催する上記標題のセミナーが9月16日、1時半からラポール千寿閣で開催されました。

講師は、外交評論家の加瀬英明先生と立教大学社会学部教授・斉藤精一郎先生。加瀬先生は「緊迫する国際情勢と今後の日本の進路」というテーマで、米ソ首脳会談からイラン・イラク戦争、第3次石油ショックの可能性まで、特に日本との拘わりについて鋭い分析を加えながら講演をされました。なぜイ・イ戦争は起ったか、その歴史と現況をわかりやすく解説、アメリカが日本にペルシャ湾の防衛費負担を求めた背景等について、さらには原油価格の推移、西暦2000年の世界経済への展望等、たいへん実のある講演内容でした。なかでも、緊迫するペルシャ湾問題とコム規制違反問題は、日米摩擦が経済問題から防衛問題にまで移行してきているというお話が強く印象に残りました。

●  
斉藤先生の講演テーマは「これからの日本経済を読む」。冒頭日本の景気に触れ、3月に底を打ち5～6月に回復、現在は拡大基調にあると語られました。講演の核心は円高問題。円高不況といわれて久しかったわけですが、果していわれる程の円高不況があったのか、と先生は疑問を投げかけます。そして、円高を逆に差益という観点から捉えて、この期間産業全体で20兆円の所得が生ま



加瀬先生・首相特別顧問でもあった経験を通して講演には説得力がありました。



斉藤先生・何気なく使っていた「円高不況」という言葉をもう一度見直しました。

れたと分析され、これが一般消費者に還元されないかわりに、雇用の調整や企業の資金力となって、不況をささえたといえます。

確かに輸出産業は円高の差損で大きな被害を被ったわけですが、もともと日本の経営は危機に強く、企業努力による差損の吸収、内需の開拓等により、マスコミがはやしたてる程の不況には陥らなかったといえます。

両先生の講演は、片や国際情勢の中から日本を、片や日本から諸外国を眺めた、たいへん参考になるお話でした。



セミナーのあとは懇親会が催されました。

# 厚生委員会よりお知らせ

厚生委員長 守屋 仁

## 共済制度連絡協議会開催される

昭和62年度第1回目の共済制度連絡協議会が総員30名出席のもと、去る10月22日(木)11時より“鳥円”にて開催されました。

当日は法人会側より三橋会長、鈴木副会長をはじめ各委員、制度受託会社より大同生命保険相互会社、A I U保険会社、アメリカンファミリー生命保険会社の皆様のご参加を得て、守屋協議会会長、三橋法人会会長の挨拶の後、大同生命石田部長より受託会社を代表してご挨拶をいただきました。

3氏ともそれぞれの立場で法人会と受託会社との連携を強化し会員企業の万一の時の保障と法人会の財政基盤確立の一助として各種共済制度のより一層の推進に努めることを強調されました。

つづいて各種制度の加入状況と今後の推進方法



今回表彰された方々は、次の3氏です。  
河本忠雄氏、山田初美氏、青木 猛氏。

についての説明および受託各社の職員の紹介があり最後に本年4月から6か月間の加入実績にもとづき、大同生命の成績優良職員3名の方々に対し、三橋会長より感謝状と記念品が贈呈されました。

## “がん”講演会盛大に行なわれる

去る10月22日(木)午後2時より町田市民ホールにおいて、ワット隆子先生をお迎えして“気になるがんへの備え”と題し、乳がんをテーマとした講演会が盛大に行なわれました。



テーマがテーマだけに、圧倒的に女性の参加者が多かった。

この講演会は、守屋厚生委員長の司会のもと、三橋会長の挨拶、アメリカンファミリー稲葉支社長の講師紹介のあと、ワット隆子女史は乳がん手術の体験談を中心に“がん”の恐ろしさと早期発見、早期治療の必要性について約2時間にわたり熱弁を振るわれ大変参考になりました。なお当日は署から渡部上席指導官も出席していただき、法人会側からは三橋会長をはじめ鈴木副会長、堤婦人部会長、小川組織委員長、杉浦研修委員長ほか総勢80名の方々が熱心に聴講されました。

この種の講演会は厚生委員会としては初めての試みでしたが皆様のご協力により多数のご参加をいただき盛会裡に終了することができましたことに感謝いたしております。

## 共済制度町田地区担当をご紹介します

法人会の共済制度の一環としてのがん保険制度がスタートして、5年経過いたしました。町田法人会では既に210法人、654口という契約があり、東法連46法人会内で第3位という高い加入率を示しております。

昭和61年の“がん”による死亡者は、全国で19万人余りといわれ日本人の死因のトップであり、交通事故による死亡者数の約20倍となっています。

しかし、医学の進歩により“がん”は早期発見・早期治療によって現在では2人に1人は治る時代になったといわれております。

がん保険は法人会で扱っている他の保険を補完するものであり死亡保障中心ではなく、がんで入院した場合の入院治療にかかる費用の補填に重点をおいたものです。

このがん保険の取扱会社でありますアメリカンファミリー生命保険会社の当法人会ご担当の方々を、ご紹介いたしますので、担当職員がお伺いした際には是非、説明をお聞きいただきご検討の上、福利厚生制度の一つとして、採用される様おすすめいたします。



アメリカンファミリー  
生命保険会社  
東京営業第二部  
八王子支社  
篠崎 隆



アメリカンファミリー  
生命保険会社  
共済制度推進員  
千野 鈴子



アメリカンファミリー  
生命保険会社  
共済制度推進員  
斉藤 敏江

## 研修委員会よりお知らせ

研修委員長 杉浦 信男

### 地区別税務・経営研修会 盛況のうちに終了する

地区が14地区に細分化されてから初めての地区別税務・経営研修会が、10月8日から10月21日にかけて開催されました。5会場、総参加人数 200名を越える研修会となり、盛況のうちに終了いたしました。

今回は特に税務署にご苦勞をいただき、講師として松永裕道法人税第一部門統括官と渡部正晴上席指導官をお招きし、5会場のうち4会場は以下

にご紹介する共通テーマでご講演をお願いしました。

1. 税務調査の上手な受け方(スライド上映)
2. 会社役員をめぐる法律と税務(スライド上映)
3. ヒアリング
4. 62年10月改正税法の説明

税務調査という、会員にとって関心浅からぬ問題だけに、ヒアリングの時間では活発な質問がと



原町田第1、第2地区合同研修会。10月8日に開催、30名の会員が集った。

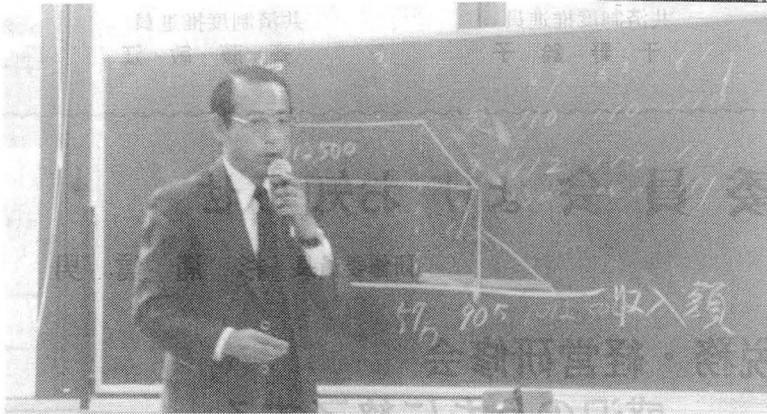
びかいました。

5会場のうち残る1会場（忠生第1、忠生第2、堺第1、堺第2合同）では、独自の講師、町田経理専門学校校長・田後晴司先生をお招きして「税とやさしい経営」のテーマで研修会を催しました。

今後も、こういった地区単位の事業を推し進めてまいりたいと思います。会員皆さまのご協力をお願いいたします。

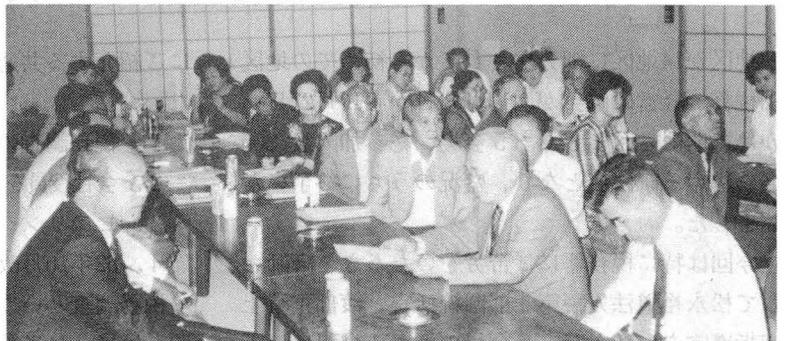


南第1～第3地区の地区役員の方々。



松永法人税第1部門統括官が10月1日より改正の源泉税について説明。

忠生第1、第2、堺第1、第2地区合同研修会。一般会員が多数参加、42名が集った。



# 昭和62年度 中級実務簿記講習会終了

初級にひき続き中級実務簿記講習会が8月24日から10月19日まで全9回開催され無事終了いたしました。初級では46名の方が卒業されましたが、今回の中級では26名の方が卒業、10月19日の閉講式で三橋会長より修了証書を受け取りました。

講師は東京税理士会町田支部所属の税理士の先生。受講者のなかにはこれから税理士を目指すという方もいて、熱心な質疑応答がくりかえされる場面も何回かありました。



受講者は女性のほうが多かった。この講習会も研修委員会の中心的事業として定着してきた。写真左は修了証書を受けとる田辺修さん。

## 昭和62年度 中級実務簿記講習会卒業生名簿

折笠 洋子	(株)アサオ電子	尾原 経子	成瀬エンジニアリング(有)
荒木 絢子	(有)アラキ	前田 秀年	(有)秀不動産
田辺 順子	(株)エッチ・エル・ピー エンタープライズ	広瀬 元	(株)マナスル運道具店
小海 照代	(株)HKS ジャパン	櫻井 喜美代	(有)ヤマギシズム生活実地生産物 多摩供給所
小柳 明美	(株)オーディオテクニカ	坪井 哲郎	山菱電機(株)
両角 智子	(株)オーディオテクニカ	田辺 修	(株)吉川百貨店
溝口 三重子	京浜ニチガス(株)	玉井 千恵	(株)吉川百貨店
中村 究美	(株)コール	長谷川 章	(株)吉川百貨店
前田 律	相模化成工業(株)	中島 宏成	(株)中島制作所
橘 俊雄	(株)三凌商事		(以上26名・敬称略)
渋谷 美紀子	(株)渋谷漬物食品		
稲中 順古	税理士福本四郎事務所		
中村 由美子	税理士福本四郎事務所		
桜井 良美	相武ヤクルト販売(株)		
木村 美恵子	(株)高峰地所		
稲垣 ひで子	(株)稲栄商会		
永井 モト子	(有)永井製作所		

# 税務署からのお知らせ

## ニセ税務署員にご注意を

最近、「国税局査察部の〇〇」とか「税務署の××」などと名のつて、電話で会社や個人の営業内容を聞き出す者がいます。

また、「税務署の方から来た」などと、まぎらわしい言い方で、物を売りつける者がいます。

このような、電話や訪問があった場合には、即

答を避け相手を確認して下さい。

税務職員は、身分証明書を携行していますので、不審な場合には遠慮せずに、身分証明書の提示を求めるか、最寄りの税務署に問い合わせてください。

## 国税庁提供のテレビとラジオの番組が放送されています。ぜひご覧ください。

### ●●●● メイコとあなたの税ミナール ●●●●

「税金はむずかしい！」という方のために……是非おすすめしたいのがTV番組「メイコとあなたの税ミナール」です。

この番組は、国税庁提供番組として、昭和50年に放送されて以来、13年目を迎える長寿番組であり、今年も10月から放送されています。

司会は中村メイコさんと三遊亭楽太郎さん。そして、税金博士として税理士の高橋昭典さんのトリオで、税金について知ってトクする話や、注意点をわかりやすく説明している楽しい番組です。

さあ、あなたも毎週土曜日の15分間、税の

知識を吸収してみませんか。

◎放送局（毎週土曜日）

フジテレビ……11時15分～11時30分

◎11月・12月の放送テーマ

- 11・7 税のしくみ
- 14 税にひとことI
- 21 社会科見学 税のゆくえ
- 28 サラリーマンの年末調整
- 12・5 年金や保険と税
- 12 シルバーエイジと税
- 19 税の大学校
- 26 税のよもやま話

### ●●●● 日曜の夕食前にちょっとお耳を！ ●●●●

国税庁では、10月18日から来年4月10日までラジオ番組「牟田悌三・あなたのための税金相談」を全国放送します。

レギュラーは、庶民的な生活感あふれる話しぶりで人気のある俳優の牟田悌三さんと、美人アシスタントの長谷川直子さんが出演します。

この番組は、放送テーマは決められていませんがラジオ聴取者から寄せられた質問に回答する形で行われます。日常生活に関係の深

い身近な税について分かりやすく採り上げる予定です。

放送は、東京放送（TBS）をキー局に全国32局ネットワークで毎週日曜日に、26回にわたり15分間、放送されます。

夕食前のひととき、ラジオに耳を傾けてみませんか。

◎放送時間

東京放送（TBS）18時～18時15分



時代のニーズにお応えして、経営者の方々に安心をお届けいたします。

ガンバリ続ける経営者の意欲と行動力をバックアップします。

# 企業保障プラン



## 法人会の経営者大型総合保障制度

**平均寿命を超えた長期保障** ● 85歳までの長期保障、保険料は一定。

● 新規加入は74歳まで。

**ワイドに充実した保障内容** ● 入院は5日以上から保障。

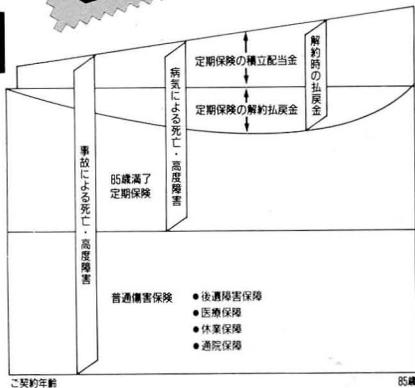
● 手術、入院・通院の治療にも安心。

**大きな安心で応援します** ● 最高3億円の大型保障。

● 海外での事故・病気も保障。

● 退職金、功労金などの財源確保。

★中途でおやめになる場合でも、  
定期保険の解約払戻金および積立配当金を受けることができます。



引受会社 **大同生命**  
町田営業所/町田市中町2-2-5  
電話(0427)22-5756

**AIU 保険会社**  
厚木営業所/厚木市中町4-4-13(浅岡ビル2階)  
電話(0462)25-1272

〈新システム誕生!〉

いま広がる「**ミリオン仲間**」

ダイワの  
**ミリオン**  
従業員積立投資プラン

好評募集中! 給与天引き型の株式ファンド

「株式ファンドが給与天引きで買える!」

日本経済の成長にのってふやします。

**大和証券**

**町田支店**

〒194 町田市原町田6丁目11番11号  
(小田急線町田駅東口)

電話 (0427) 22-2131

(社)町田法人会会員

左のシールの使い方については  
29ページをご覧ください。